

# 山梨県公報

号外第二十一号

平成二十三年

三月二十四日

木 曜 日

## 目 次

### 規 則

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一

## 規 則

### 山梨県規則第三号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「及び課」を「課及び室」に改める。

第七条の見出し中「課」を「課・室」に改め、同条第四項中「の課及び前項の」を「に規定する課並びに第二項及び前項に規定する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事政策局の下に室を置く。

第九条中「第七条第一項」の下に「に規定する課、同条第二項に規定する室」を加える。

第十四条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「室長」を「第八項に規定する室長」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「室長」を「前項に規定する室長」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「課長」の下に「又は前項に規定する室長」を、「課」の下に「又は第七条第二項に規定する室」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第七条第二項に規定する室に至長を置き、必要に応じ主幹、副主幹、主査又は副主

査を置く。

別表第一の三の表を別表第一の四の表とし、別表第一の二の表を別表第一の三の表とし、別表第一の一の表の次に次の一表を加える。

二 知事政策局の下に置かれる室

室	分掌事項
東日本大震災支援対策室	東日本大震災の被災者の支援に関すること。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番